

ケアプランデータ連携システム について

(令和 8 年 7 月)

公益財団法人 介護労働安定センター

ケアプランデータ連携システムの機能が改善され 業務効率化効果が高まっています！

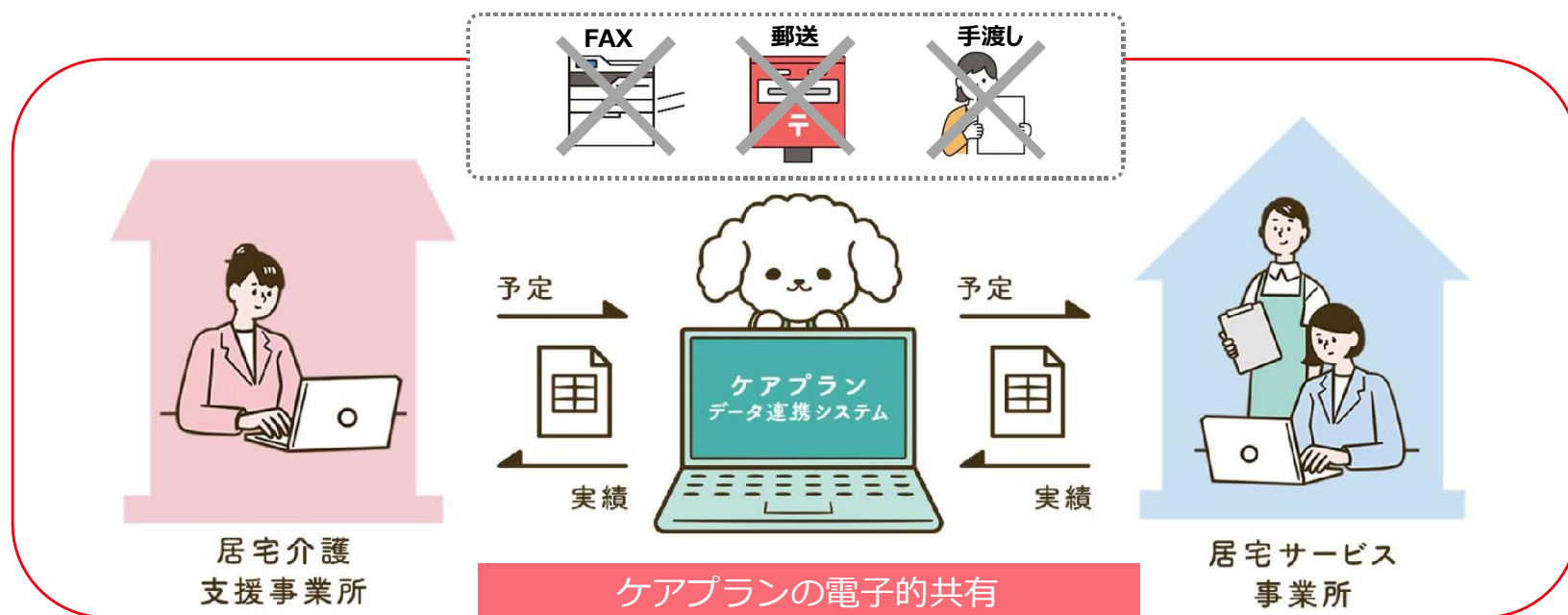
- 令和8年6月から介護報酬期中改定により「介護職員等処遇改善加算」の拡充が図られました。また、令和7年12月～令和8年5月についても「介護分野の賃上げ・職場環境改善事業」により処遇改善や職場環境改善に対する補助金が交付されます。
- これらの加算・補助金において、施設系介護サービスでは「生産性向上推進体制加算」の取得、居宅系介護サービスでは「ケアプランデータ連携システム」を導入(令和8年度介護報酬改定では導入・利用)すると、加算の上位区分の取得や補助額上乘せができることとなっています。
- 令和5年度より運用が開始された「ケアプランデータ連携システム」は、令和7年から相当な機能改善が行われたことから、運用開始時と比較して業務効率化（生産性向上）効果が高まっており、今後も更に機能改善されることとなっています。

1. ケアプランデータ連携システムの目的

- 介護現場の生産性向上を図るため、施設介護サービスにおいては介護テクノロジー（介護ロボット・ICT等）の導入による業務改善が図られてきました。
居宅介護サービスにおいても介護テクノロジーの普及が図られてきましたが、その手法の一つとして令和5年度から「ケアプランデータ連携システム」の導入が図られてきました。
- 居宅介護支援事業所と居宅介護サービス事業所の間では、ケアプラン関係のデータを頻繁にやりとりしますが、これまではそれを郵送・FAXで行うことが多く、これが大変な業務負担を招いていました。
- 「ケアプランデータ連携システム」は、この居宅介護支援事業所と居宅介護サービス事業所間のケアプランデータのやりとりを電子化することにより、業務効率化（生産性向上）を図ろうとするものです。

ケアプランデータ連携システムについて（概要）

- 居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）と介護サービス事業所の間で交わされるケアプラン（計画・予定・実績の情報）のデータ連携を実現するため、令和5年度から（公）国民健康保険中央会に「ケアプランデータ連携システム」を構築。
- 本システムの構築により、毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプランについて、異なる介護ソフト同士でもデータ連携（電子的に共有）によりやり取りすることが可能となった。
- 具体的には、居宅介護支援事業所・介護サービス事業所ともに転記不要、FAX・郵送不要となり、調査研究によれば作業時間が約1/3削減、経費が約1/2削減されるなど、大幅な事務負担の軽減が期待される。



介護事業所との間でケアプランを紙でやりとりしていた場合と比較して、

- 印刷、郵送、移動等に要する**作業時間が約 1/3 に削減**（事業所全体で52.4時間⇒18.1時間／月に削減）
- 人件費、印刷費、郵送費、交通費などの**経費が約 1/2 に削減**（事業所全体で13.4万円⇒6.7万円／月に削減）

2. ケアプランデータ連携システムの形態と機能

(現在のシステムはパソコン上のアプリから利用)

- 「ケアプランデータ連携システム」は、令和7年度末現在のバージョンでは、介護サービス事業者（居宅介護支援事業所と居宅介護サービス事業所）のパソコンにインストールして活用するアプリから利用します。
- 各介護サービス事業者は、パソコン上で、介護ソフトで作成・加工したケアプランデータ（ケアプランの1～3表、6・7表に記載されたデータ）をCSVファイルで取り出し、そのファイルを「ケアプランデータ連携システム」にアップロードすると、クラウドを通じて相手先介護サービス事業者にそれが送信されます。
- 相手先介護サービス事業者は、パソコン上で「ケアプランデータ連携システム」で送られてきたCSVファイルをダウンロードし、そのデータを介護ソフトに取り込んで閲覧・加工・保存・印刷等を行うことができます。

(注) Excelなどで作られたケアプランデータは、システムを使って送受信できません。
システムを使ったケアプランデータの送受信には、システムに対応した介護ソフトを用いることが必要です（7ページ～参照）。

（当初のシステムは業務効率化効果が限定的だった）

- システムの創設当初は、各事業所がケアプランデータの処理に用いている介護ソフトとシステムの間でのデータ連携が十分でなかったため、システム導入による業務効率化効果は限定的でした。

（システムの改善により業務効率化効果が高まる）

- しかし令和7年より、多くの介護ソフトとシステムの間でデータ連携ができるようになり、地域包括支援センター、介護予防事業や総合事業の事業所との連携が可能となり、業務効率化効果が大幅に改善してきました。

（システムはWeb型に改善されさらに業務効率化効果が高まる）

- システムは令和8年度中に介護情報基盤を構成する「[介護保険資格確認等WEBサービス](#)」に統合され、さらに機能改善が図られますが、これはこれまでのアプリ型ではなくWeb型です。そうするとパソコン上のブラウザを経由してアクセスすることとなります。
- Web型になるとデータの送受信がより円滑になりますし、システムの機能改善がされるときにアプリの再インストールなど、利用者側での管理が不要になります。

（介護情報基盤の利用も可能となる）

○ さらに[令和9年1月より](#)、システムは「[介護情報基盤](#)」に組み込まれることが予定されています。「介護情報基盤」とは、介護関係の情報を管理する各種システムを連携し、各種の介護関係の情報を一元的に取り扱えるようにするものであり、現在厚生労働省が構築を進めています。「ケアプランデータ連携システム」もこの「介護情報基盤」の中の[介護保険資格確認等WEBサービス](#)の一部として統合されることになっているということです。

○ 「ケアプランデータ連携システム」が「介護情報基盤」の中の介護保険資格確認等WEBサービスに加わると、利用する側からみると、パソコン上の画面から必要な処理のボタンをクリックすると、それを処理するシステムにつながり、システム間の情報の参照等の作業を極めて容易に行うことができるようになります。

具体的には、例えば、ある介護保険利用者についてのデータ処理において、要介護度についての情報を市町村に照会することなく引き出せ、ADL情報をLIFEから引き出せ、ケアプランの内容や実施状況、サービス利用量（給付額）も一元的に参照できるようになります。

（参考）

「ケアプランデータ連携システム」を経由せずに、介護サービス事業所（居宅介護支援事業所と居宅介護サービス事業所）の間でケアプランデータをやりとりするソフト・システムの場合、「ケアプランデータ連携システム」と同等機能であると厚労省が認めた一部のシステム（9ページ参照）を除き、「介護情報基盤」を活用した各種の介護関係の情報の処理は行えないことになります。

また、処遇改善加算や補助金の上乗せ措置や居宅介護支援費の要件緩和などの対象にもなっていません。

3. ケアプランデータ連携システムと介護ソフトの関係

(システムと介護ソフトの間のデータ連携)

- ケアプランデータ連携システムは介護ソフトとのデータ連携ができるようになったために、業務効率化効果が高まったことをご説明しましたが、このシステムと介護ソフトとの間のデータ連携の仕組みを解説します。

(標準仕様に従ったデータでのやりとり)

- 介護ソフトで作ったケアプランデータ（ケアプランの1～3表、6・7表に記載されたデータ）をシステムに入力して相手先介護サービス事業所に送るためには、介護ソフトで作ったケアプランデータを、**CSV形式**（＝表データをテキスト化したデータ形式。Excelのような表形式のデータを、一定のルールで順番に並べてテキストデータに変換したものとイメージすれば良いと思います）のデータで保存して、それをシステムにアップロードするとデータが送信されます。
- 逆に、システムからダウンロードしたデータを介護ソフトで読み込むときも、CSV形式のデータからその介護ソフトにおけるデータ形式に展開が可能です。
- ケアプランデータをCSV形式のデータにするための一定のルールのことを「**標準仕様**」と呼びます。この「標準仕様」で並んでいるCSVデータでないと、システムと介護ソフトの間ではデータを正確にやりとりできないことになります。「標準仕様」とは、各種の異なる介護ソフトとシステムの間の共通言語ルールのようなものです。

（介護ソフトによって標準仕様への対応状況が若干異なる）

- システムと介護ソフトの間のデータ連携が進んできたのは、この「標準仕様」に対応した介護ソフトが増えてきたということによります。
- 令和8年2月現在、74製品の介護ソフトが標準仕様に準じており、主要な介護ソフトの大半が「標準仕様」に対応するようになってきています。
- ただし介護ソフトによって、ケアプランデータ（ケアプランの1～3表、6・7表に記載されたデータ）のうち「標準仕様」にどこまで対応しているかは若干ばらつきがあります。
 - ・ ケアプランデータ連携システム標準仕様（令和6年10月版）
 - ・ 「ケアプランデータ連携システム」ベンダー試験（V4対応版）の完了結果（8.7.2）
 - D1:居宅介護支援「居宅サービス計画書」
 - D2:居宅介護支援「利用票（予定）」
 - D3:居宅介護支援「利用票（実績）」
 - D4:介護予防支援「利用者基本情報」「家族構成画像ファイル」
 - D5:介護予防支援「介護予防サービス・支援計画書」
 - D6:介護予防支援「利用票（予定）」
 - D7:介護予防支援「利用票（実績）」
- なお、頻繁にやりとりするケアプランの6表（サービス利用票（兼居宅（介護予防）サービス計画））・7表（サービス利用票別表）、及びケアの方針部分の1表（居宅サービス計画書（1））・2表（居宅サービス計画書（2））が対応していることが重要であり、そこは現在対応している介護ソフトのすべてで対応しています。

(システムと介護ソフトの間のデータ連携は更に改善)

- 介護ソフトで作成したケアプランデータをシステムを介して送受信する場合、現在のところ、介護ソフト内でケアプランデータを標準仕様のCSV形式に変換して、一度パソコンのデスクトップに保存して、それを手動でシステムへアップロード（ドラッグ&ドロップ）する作業が必要になっています。
- しかし、システムが介護情報基盤に組み込まれた後は、デスクトップ上で手動処理しなくてもシステム間で自動的にデータ交換ができる機能（API）が一部の介護ソフトに装備される見込みであり（順次介護ソフトにAPI実装を推奨していく）、業務効率化効果が更に拡大します。

(参考)

厚生労働省では、「ケアプランデータ連携システム」と同等の機能を持つ次のシステムについては、「ケアプランデータ連携システム」と同様、処遇改善加算や補助金の上乗せ措置や居宅介護支援費の要件緩和などの対象とするとともに、介護情報基盤システムのネットワークに加わることを認めています。

- ① カナミッククラウドサービス（株式会社カナミックネットワーク）
- ② ケアプランデータ連携サービス（株式会社富士通四国インフォテック）
- ③ でん伝虫 データ連携サービス（株式会社コンダクト）
- ④ まめねっと（しまね医療情報ネットワーク）（島根県） 予定

5. ケアプランデータ連携システムの効果

（介護サービス事業所における業務効率化効果）

- 居宅介護支援事業所は、システムを導入すると、介護事業所との間でケアプランを紙でやりとりしていた場合と比較して、次のような業務効率化効果があるという調査結果があります。
 - ・ 印刷、郵送、移動等に要する作業時間が約 1 / 3 に削減（事業所全体で52.4時間⇒18.1時間／月に削減）
 - ・ 人件費、印刷費、郵送費、交通費などの経費が約 1 / 2 に削減（事業所全体で13.4万円⇒6.7万円／月に削減）
- 通所系介護サービス事業所では、システム導入により事務的な業務を担う職員の方や事務長の方の業務において業務効率化効果がみられます。
- 訪問系介護サービス事業所では、ケアプランの利用表の変更が頻繁であるため、システムを経由して介護ソフトにデータ展開ができることが大変便利（効率的）であるという意見があります。

（システム導入の好事例）

- 「株式会社トライドマネジメント」は、システム導入によって業務効率化（生産性向上）に高い効果をあげたことなどに関して[令和7年度の「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」](#)を受賞しています。

6. ケアプランデータ連携システムのメリット

システムの導入は介護サービス事業所等にとって次のようなメリットがあります。

（業務効率化効果）

- ① 上記5でお示したとおり、居宅介護支援事業所・居宅介護サービス事業所（訪問系・通所系・多機能系・短期入所系）における、ケアプランデータの交換業務が効率化します。
- ② 【システムが介護情報基盤に統合された場合】介護関係の各種情報を1つのシステムで一元的に取り扱えるようになり、情報の照会・確認などの業務が効率化します。

（介護支援専門員1人当たりの取扱件数と「居宅介護支援費」における基準緩和）

- ③ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数の基準は、取扱件数44人ごとにケアマネ1人（端数で1人）ですが、事務職員の配置に加えてシステムの活用による業務効率化を図っている場合は、**49人ごとにケアマネ1人**（端数で1人）となります。
- ④ 居宅介護支援事業所の「居宅介護支援費」の算定は、通常取扱件数45人以上となると逓減制が適用されるⅠが算定されますが、事務職員の配置に加えてシステムの活用による業務効率化を図っている場合は、**取扱件数50人以上で逓減制が適用**されるⅡが算定されます。

（令和8年6月の「処遇改善加算」の拡充における令和8年度特例要件）

- ⑤ 令和7年度時点で「処遇改善加算」の対象となっている居宅介護サービス事業所（訪問系・通所系・多機能系・短期入所系）は、令和8年6月以降、同加算の算定においてシステム導入・利用で「令和8年度特例要件」を満たせることとなります。このことにより、
- ・加算Ⅲ・加算Ⅳ・加算未取得であった場合は、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件(1)について、令和8年度中に対応することを誓約することでそれらの要件を満たしたものとみなされ、賃金改善をした上で該当する上位区分（加算ⅡⅠ～加算Ⅳ）を取得できます。
 - ・加算Ⅱ・加算Ⅰであった場合は、賃金改善をした上で上位区分の加算ⅡⅠ・加算ⅠⅠを取得できます。
- ⑥ 令和8年6月の「処遇改善加算」の拡充によって新たに「処遇改善加算」の適用を受ける介護サービス事業所（「（介護予防）訪問看護」「（介護予防）訪問リハビリテーション」「居宅介護支援・介護予防支援」）は、同加算の算定において、賃金改善をした上でシステムの導入・利用をすることによって加算を取得することができます。

（「介護分野の賃上げ・職場環境改善事業（補助金）」の要件）

- ⑦ 居宅介護サービス事業所（訪問系・通所系・多機能系・短期入所系）が、令和7年12月現在で処遇改善加算を算定し、システムを導入（申請時に導入又は導入の誓約でもよい）した場合、補助金の上乗せが行われます。
- ⑧ 令和8年6月の「処遇改善加算」の拡充によって新たに「処遇改善加算」の適用を受ける介護サービス（「（介護予防）訪問看護」「（介護予防）訪問リハビリテーション」「居宅介護支援・介護予防支援」）においては、システムを導入（申請時に導入又は導入の誓約でもよい）した場合、補助金の交付を受けることができます。

（注：⑦も⑧も、補助金のうちの賃金改善経費額以上の額を賃金改善に充てる必要があります）

7. ケアプランデータ連携システムの導入支援

○ システムの導入に関しては次のような支援サービスが行われています。

① ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト

- ・システムに関するお知らせ、各種資料、解説動画、操作マニュアルなどの情報が得られるポータルサイトです。
- ・システムのデモンストレーションを行える体験ツールも利用できます。
- ・現行のシステム（Ver4）はアプリ版ですが、そのダウンロードもできます。

② ヘルプデスク

- ・具体的な操作方法を含めシステムのことにに関してWebフォームまたは電話で教えてもらえます
- ・TEL 0120-584-708（受付時間 9:00～17:00（土日祝日は除く））

③ 利用料無料キャンペーン（フリーパスキャンペーン）

- ・システムは利用のために年間21000円の利用料がかかりますが、現在その無料キャンペーンを実施しています（システムが「介護情報基盤」に統合されるまで（2026年後半の見込）の間にシステムを導入した場合に適用されます）。
- ・無料キャンペーンは導入手続きを進める過程で自動適用されるため、別途申請を行う必要はありません。適用は導入から1年間です。
- ・なお、介護WEBサービスへの移行後は利用料の負担は発生しないとされています。

④ [介護情報基盤導入助成金の支給](#)

- ・介護情報基盤を利用するための諸準備（カードリーダー購入、介護保険等資格確認WEBサービスの設定、ケアプランデータ連携システムの接続サポートを一体的に受ける場合）は、国保中央会の[導入支援助成金](#)の対象となります。
（参考：[令和8年度の情報](#)）

⑤ [国保中央会 ケアプランデータ連携システム関係ページ](#)

- ・システムを運用している国保中央会のホームページです
- ・システム対応介護ソフト（ベンダー）関係の情報や厚労省の関係通知などの基礎情報が得られます

⑥ [システム導入事業所の情報](#)

- ・地域でどの介護サービス事業所がシステムを導入しているかが、WAMネットに掲載されています。

ケアプランデータ連携システムに対する支援策について

ケアプランデータ連携システムの事業所における導入、利用に対して、以下のような支援策を行っている。

導入支援

介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの接続サポートを一体的に受ける場合、「介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援」による助成の対象となる。（令和6年度補正予算及び7年度補正予算に計上）

Q 介護事業所が、システムベンダーや介護ソフトベンダー等の導入支援事業者から、介護情報基盤の接続サポートとケアプランデータ連携システムの利用開始に当たって必要な支援を一体的に受ける場合、助成金の交付対象となりますか。

ケアプランデータ連携システムは、介護保険資格確認等WEBサービスへと統合されることとなっています。介護事業所等において、導入支援事業者から、介護情報基盤の接続サポートとケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合、その費用は助成の対象となります。

利用支援

ケアプランデータ連携システムを事業所が利用する際、現在、無料（令和6年度補正予算）とされており、令和7年度補正予算にも無料化のための予算を計上。

